

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭の老人)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第42号) 別表第1(8の項) 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭の老人)</p>
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第一条	奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則(平成27年12月24日奈良市規則第91号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の(生活の安定と自立の促進)に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって(児童の福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く、又は(ひとり親家庭である等)の事由から、その者に対し重度心身障害者老人等医療費助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、重度心身障害老人等の(心身の健康の保持)及び(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則(平成27年奈良市規則第91号)、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例